

こどもみらい住宅支援事業が 創設されました!

こどもみらい住宅支援事業は、子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る事業です。



イメージイラスト

《 新築分譲住宅をご購入の場合 》

対象となる方

■ 子育て世帯または若者夫婦世帯である

- ・子育て世帯とは、申請時点において、2003年4月2日以降に出生した子を有する世帯。
- ・若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、いずれかが1981年4月2日以降に生まれた世帯。

対象となる新築住宅と補助額

- ・所有者(購入者)自らが居住する。 ・住戸の床面積が50㎡以上である。 ・事業者登録以降に着工している。等

長期優良住宅(新築)認定の
本物件は

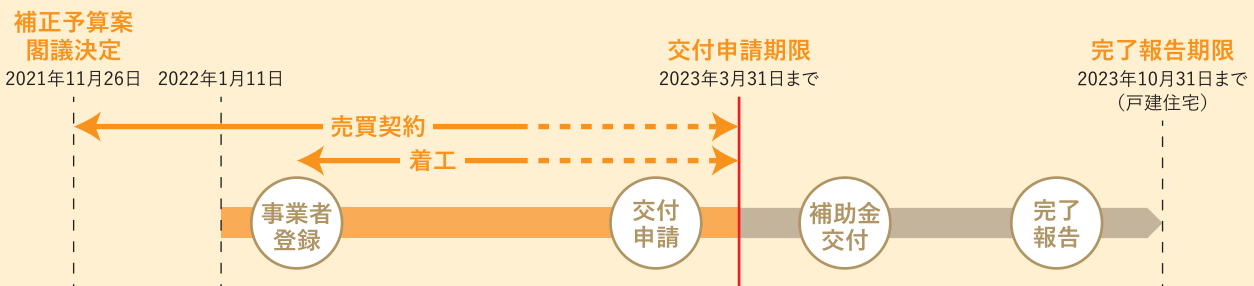
補助額 **80** 万円/戸

※対象物件は各物件の販売担当者にお尋ねください。

※本制度の補助金を既に別で受けられたことがある方は本物件における補助金を受けられない場合がございます。※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。

手続きの流れ

申請手続き、補助金の受取とご購入いただいた方への還元は「こどもみらい住宅事業者(=阪急阪神不動産)」が代わりに行います。(購入者の方が申請することはできません。)



交付申請までの売買契約締結が必要です。

※締め切りは予算の執行状況に応じて発表されます。
※上記申請期限は2022年4月28日発表の内容です。

